

令和 6 年度静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業

脱炭素経営の取組に向けた省エネ設備導入を支援します



静岡県地球温暖化防止条例第 12 条第 2 項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に
参画する県内の中小企業等の脱炭素化・省 CO2 性の高い設備等の導入を支援します！

エネルギー
見える化で
経営改善

< 補助金の交付額 >

(通常枠) 上限 **200 万円** / 下限 **20 万円**
(補助率 補助対象経費の 3 分の 1 以内)

(特別枠)^{*} 上限 **600 万円** / 下限 **20 万円**
(補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内)

< 対象事業者 >

県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500 kl に満たない

法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に基準があります。

- ▷ 複数事業者による共同実施や、ファイナンスリース契約も可



※画像は一例です

< 対象設備 >

申請者が所有する建物（県内の工場・事務所・その他事業場）に設置する
空調・給湯・照明設備・生産設備等
かつ、既存の設備の更新（入替）で、
導入前と比べて CO2 排出量を
5% 以上削減できる設備

※特別枠

対象設備の追加要件として、次のいずれかを満たす必要があります。

- ・ CO2 削減量が 10t を超えること
- ・ 複数種別（2 種類以上）の設備を導入すること（照明は除く）
- ・ 自然（ノンフロン）冷媒機器を導入すること

※昨年度との主な変更点

- ・ 特別枠の補助率が 2 分の 1 に
- ・ 特別枠の複数種別要件から照明を除外しました。
- ・ 募集が随時から、期限を設定し、評価による採択になりました



まずは相談！
サポートします
(無料)

< 省エネ相談できます >

補助金の内容や書類の作成方法などを含め、省エネ対策全般の相談を受け付けています。
条件の詳細など、省エネ相談窓口まで、お気軽にご連絡ください。

【しずおか省エネ相談窓口】

- 支援内容：省エネ診断、削減計画の策定、エコアクション 21 取組相談等 ○ 事業者負担：無料
- 詳細・申込書はこちら ▷ https://www.siz-kankyoku.jp/sizhojo_r6sou.html
- お問い合わせ：一般社団法人静岡県環境資源協会

E-mail shoene@siz-kankyoku.or.jp / TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10 時～12 時、13 時～17 時)

< 補助対象となる経費・設備 >

経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費 ③工事費 です。設備等の範囲は以下の通りです。

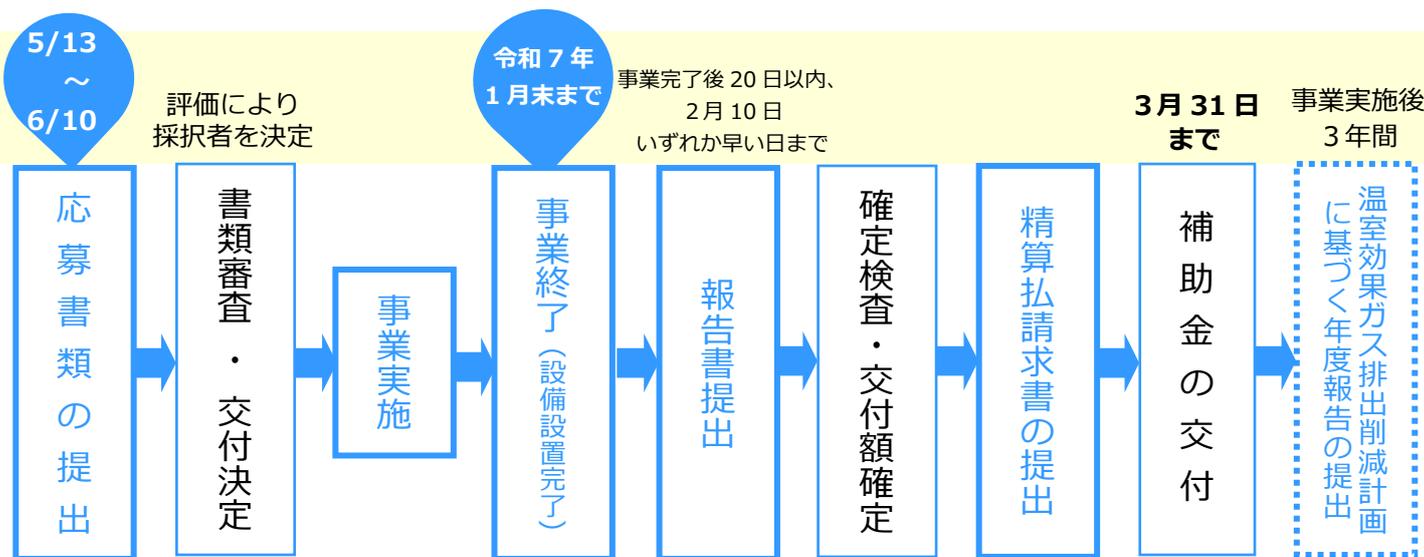
- 空調設備等：ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコン
省エネ型の第1種換気設備 等
- 給湯設備：給湯器、ボイラ
- 照明設備：LED 等
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用ボイラ（蒸気ボイラ、温水ボイラ）
- 産業用モータ（ポンプ、送風機、圧縮機等）
- 電気設備：受変電設備
- BEMS、FEMS、測定器
※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること
- 生産設備

▷ 高効率機器に限る等、その他注意事項や補助対象とならない経費については、ホームページ掲載の応募要領をご確認ください。

【温室効果ガス排出削減計画書制度】

- ・省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化して基準とし、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告します。
- ・補助金申請の際は、補助対象事業（省エネ設備導入）を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出していただく必要があります。

< 事業スケジュール >



< 募集期間 > 5月13日(月) ~ 令和6年6月10日(月)

※募集終了後、評価を行い、採択の発表をホームページにて行います。

< 事務局 >

一般社団法人静岡県環境資源協会

応募要領・提出様式等詳細はこちらから ▷ https://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r6.html

お問い合わせはこちらまで ▷ E-mail sizhojo@siz-kankyou.or.jp

TEL 054-270-6165 (受付時間 平日 10時~12時、13時~17時)